

過疎問題懇談会の進め方(案)

過疎問題懇談会
座長 宮口侗迪

1. 趣旨

昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定され、同法に基づき、①過疎対策事業債による支援、②国庫補助金の補助率のかさ上げ、③都道府県代行制度、④税制特例措置、地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等による支援を行ってきた。

現行過疎法は、平成33年3月の法期限であることから、平成29年度においては、近年の過疎地域における現状と課題、関係省庁や地方公共団体による対応について、関係省庁のヒアリングや地方公共団体への現地調査を行いつつ、過疎対策の実施状況の検証を行うことにより、過疎対策全般にわたる課題の整理を行い、平成30年度に、過疎法の目的、対象地域、過疎の指定要件、税財政支援措置等のあるべき姿、他の地域振興立法との整理について議論を深め、時代に対応した新たな過疎対策について、基本的な考え方を示すべく、議論を進める。

<基本的な考え方の内容>

①過疎地域の意義・位置付け、②対策の必要性、③過疎対策の主体、④地域要件の基本的考え方、⑤対策の基本的方向性（税財政措置のあり方）

2. 関係省庁ヒアリング

担当省庁	分野
内閣官房	・ 地方創生をめぐる現状と課題
総務省	・ 過疎地域における移住・交流の現状と課題 ・ 地域 I o Tによる過疎対策
文部科学省	・ 小中学校の統廃合の現状と課題 ・ 過疎地域における高等教育環境の整備に係る現状と課題
厚生労働省	・ 過疎地域における地域福祉、地域介護の現状と課題 ・ へき地医療の現状と課題
農林水産省	・ 過疎地域における農林水産業の現状と課題
国土交通省	・ 過疎地域の果たす国土保全の役割 ・ 地域公共交通（自動運転技術を含む）の現状と課題

3. 現地調査

過疎関係市町村の現状や集落の現状、地域運営組織の活動状況、産業振興等について幅広く把握するため、3か所程度、現地調査を行う。